

平成24事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構の平成24事業年度財務諸表及び決算報告書を監査した結果、正確妥当であることを認めます。

平成25年6月21日

独立行政法人国立文化財機構監事 雪山 行二

独立行政法人国立文化財機構監事 服部 彰